

熱海市公募型見積合せ執行公告

下記の業務委託について、見積合せを行うので、熱海市契約規則（平成20年熱海市規則第16号）第7条の規定に基づき公告する。

令和6年2月26日

熱海市長 齊藤 栄

記

- 1 見積合せ執行者 熱海市長 齊藤 栄
- 2 見積合せに付する事項
 - (1) 見積番号 税（委）見積第6号
 - (2) 業務委託名 宿泊税ポスター等作成業務委託
 - (3) 委託箇所 熱海市中央町1番1号 熱海市役所 外
 - (4) 委託内容等 別紙仕様書等のおとり
 - (5) 委託期間 令和6年4月1日から令和6年8月31日まで
 - (6) 予定価格 事後公表
- 3 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 熱海市建設工事等競争入札参加資格の物品役務の提供等の「カラー印刷（チラシ・ポスター等）及びシール・ラベル印刷」に登録があること。
 - (3) 熱海市内に主たる営業所を有すること。
 - (4) 関係法に基づく所管省庁の監督処分を受けていないこと。
 - (5) 熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱（平成4年熱海市告示第49号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- 4 仕様書等の入手方法に関する事項
 - (1) 期間 令和6年2月26日（月）から見積合せ日の前日まで
 - (2) 方法 熱海市ホームページ及び熱海市税務課課税室により配布する。
※見本を税務課課税室で必ず確認すること。
- 5 見積合せに関する事項
 - (1) 見積書の提出 令和6年3月8日（金）の午後3時までに提出すること。
見積書の記載金額は、消費税等相当額抜き価格とする。
 - (2) 見積書提出場所 熱海市中央町1番1号 熱海市役所 1階 税務課課税室
 - (3) 見積書提出方法 提出場所へ持参又は郵送とする。
 - (4) 見積保証金及び契約保証金
 - ① 見積保証金 免除
 - ② 契約保証金 有り（落札後、保証の種類を申し出ること。）

(5) 見積合せの無効

本公告に示した見積合せに参加する者に必要な資格のない者の行った見積合せ又は建設工事入札契約心得において示した条件等入札に関する条件に違反した見積合せは、無効とする。

(6) 落札者の決定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積合せを行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって見積合せをした者のうち最低の価格をもって有効な見積合せを行った者を落札者とする。契約額は、落札決定額に消費税等相当額を加算した額とする。

6 その他

(1) 熱海市契約規則第18条の規定により該当する見積合せは、無効とする。

(2) 虚偽の申請を行ったものは、指名停止等の処分を行うことがある。

(3) 前払金及び部分払金は、無しとする。

(4) 当該契約は、新年度予算の議決を得たとき令和6年4月1日以降に有効に成立する。

(5) 照会窓口は、熱海市役所税務課課税室とする。

(電話番号0557-86-6142)